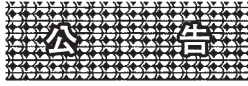


条、雨池、三郷、温井1、温井2、上境、和水、崩、馬場、柄山、村中、松沢、関屋、涌井、堰口、濁池、太田入及び滝の脇

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第7条の規定により、平成28年9月15日付けて次の者を表彰しました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部守一

スポーツ特別栄誉賞

荒井広宙

人事課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年9月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よつば

3 代表者の氏名

今村 隆昭

4 主たる事務所の所在地

飯田市久米436番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、身体障害者等に対して、家事援助サービス、介護介助サービス等居宅支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年9月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートケア蒼い風

3 代表者の氏名

小木曾 計男

4 主たる事務所の所在地

飯田市今宮町2丁目59番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者等に対して、生活支援や社会復帰訓練に関する事業を行い、地域保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ軽井沢店

軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前)

| 名称     | 代表者氏名 | 住所             |
|--------|-------|----------------|
| (株)マツヤ | 小山 栄造 | 長野市大字北尾張部710-1 |

(変更後)

| 名称      | 代表者氏名 | 住所             |
|---------|-------|----------------|
| (株)デリシア | 阿部 仁志 | 松本市大字今井7155-28 |

4 変更した年月日

平成28年4月1日

5 届出年月日

平成28年9月8日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成28年9月29日から平成29年1月30日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

県営社新堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成28年9月29日

長野県知事 阿部守一

## 1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

## 2 工事の着手年月日

平成25年7月8日

## 3 工事の完了年月日

平成28年3月28日

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年9月29日

長野県安曇野建設事務所長 高橋智嗣

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務及び予定数量

## ア 役務

平成29年度犀川安曇野流域下水道汚泥処分業務

## イ 予定数量

消化脱水汚泥 3,900トン

## (2) 役務の特質

下水汚泥(消化脱水汚泥)のセメント等建設資材化による処分

## (3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 下水汚泥発生場所

安曇野市豊科田沢6709

犀川安曇野流域下水道 安曇野終末処理場

## (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から汚泥について産業廃棄物処分業(焼却・焼成)の許可を受けた者であること。
- (6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

## 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

## 5 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年11月10日(木) 午後2時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 1階101号会議室

## (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成28年11月9日(水) 午後5時(必着)

イ 場所 郵便番号 399-8205

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年10月11日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- (10) 契約の締結  
この調達に係る契約は、単価契約とします。
- 6 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 7 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be purchased:  
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources dewatered digested sludge, 3,900t (planned quantity)
- (2) Contract duration:  
From April 1,2017 until March 31,2018
- (3) Place where the service take place:  
Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant  
Address:6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino-shi, Nagano Prefecture
- (4) Contact place for the tender information;  
description/conditions/and other inquiries:  
General Affairs Division, Nagano Prefecture Azumino Constraction Office  
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture  
TEL 0263-72-8880
- (5) Time and place for the tender:  
Time: 2:00P.M. November 10,2016  
Place: Conference Room 101 1F Nagano Prefecture

Azumino Chosha

- (6) Time limit for the tender by post mail:  
Time: 5:00P.M. November 9,2016  
Place: General Affairs Division, Nagano Prefecture  
Azumino Constraction Office  
4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture 399-8205

生活排水課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年9月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受講対象者  |
|--------|--|
| 経験者講習  | 長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。 |

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日       | 時間           | 講習会場 | 場所                                       | 定員  |
|-----------|--------------|------|--|-----|
| 11月13日(日) | 午後1時から午後4時まで | 飯田会場 | 飯田市東栄町3108番地1<br>飯田勤労者福祉センター<br>第1、第2研修室 | 60名 |
| 11月22日(火) | 午後1時から午後4時まで | 諏訪会場 | 諏訪市上川一丁目1644番地10<br>長野県諏訪合同庁舎5階講堂        | 60名 |

3 講習科目及び時間数

| 講習科目               | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令   | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。

ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

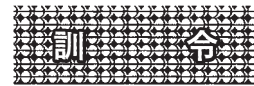
(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第12号

本庁内部部局  
現 地 機 関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成28年10月1日から施行します。

平成28年9月29日

長野県知事 阿 部 守 一

本則第2項中「並びに附則第5条第2項」を削る。

別表第2の林務部の項を次のように改める。

|     |                 |                        |
|-----|-----------------|------------------------|
| 林務部 | 鳥獣対策・ジビエ<br>振興室 | 鳥獣保護管理係<br>鳥獣被害対<br>策係 |
|-----|-----------------|------------------------|

行政改革課

正 誤

平成28年7月7日付け長野県告示第412号「長野県産科研修医研修資金貸与規程」中

ページ 行(箇所)

13 上23

誤

長野県知事 阿 部 守 一

(趣旨)

正

長野県知事 阿 部 守 一

(趣旨)

長野県産科研修医研修資金貸与規程

医療推進課医師確保対策室